

## 年度途中の後期高齢者医療保険加入について

次の事由に該当する75歳以上の方は年度途中でも後期高齢者医療制度に加入となります。

事由	資格取得日
75歳になる方	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護の停止または廃止	停止または廃止となった日
障害認定(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳で一定の障がいがある方に限り申請により加入

### 資格確認書について

75歳になる方には誕生日までに資格確認書を送付します。誕生日以降に使用してください。その他、年度途中加入者については資格取得日以降に資格確認書を送付します。

それまでご使用の資格確認書の扱いについては、交付している保険者にお問い合わせください。

### 保険料について

資格取得月の2か月後以降に保険料の決定通知書を送付します。保険料額は資格取得月から年度末までの月割りで算定します。次年度以降は毎年7月に通知します。

### 保険料の納付について

#### 国民健康保険税が年金天引きの方

年金天引きは一旦停止されますので納付書払いまたは口座振替で納付ください。口座振替には手続きが必要となります。

#### 国民健康保険税を口座振替で納付されていた方

改めて口座振替の手続きが必要となります。

年金天引きの対象となる方は自動的に年金天引きに変わります。それまでは納付書払いまたは口座振替で保険料を納付ください。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合 ☎(087)811-1866 さぬき市役所国保・健康課 ☎(0879)26-9907

## 戦没者等のご遺族の方へ特別弔慰金が支給されます

戦没者等のご遺族に特別弔慰金(額面275,000円5年償還の記名国債)が支給されます。

対象者は戦没者等の死亡時のご遺族で、令和7年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受取る方がいない場合で次の順番による先順位のご遺族お一人です。

### 支給対象者の優先順位

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡時の生計関係等の要件により、順番が入れ替わります。
4. 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

### 請求申請および受付窓口

長寿介護課(寒川庁舎1階) 生活環境課(本庁舎1階)

※各出張所では、請求申請手続きはできません。

◆相談、書類提出等は事前に長寿介護課までご連絡ください。

◆窓口での手続きの際、手続きに時間がかかる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。ようお願いします。

※代理の方が申請する場合は、委任状等が必要になります。

【問】香川県長寿社会対策課 ☎(087)832-3265 さぬき市長寿介護課 ☎(0879)26-9904